

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）2住所（団体にあつては所在地）3意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和6年12月23日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

1 店舗名	（仮称）北区神谷3丁目計画（北敷地）
2 店舗所在地	北区神谷三丁目15番1ほか
3 設置者名	大和ハウス工業株式会社
4 設置者住所	大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号
5 小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社カスミほか未定
6 新設をする日	令和7年8月14日
7 店舗面積の合計	2,570 m ²
8 駐車場の位置及び収容台数	店舗内 88台
9 駐輪場の位置及び収容台数	敷地北側ほか 128台
10 荷さばき施設の位置及び面積	店舗内 86m ²
11 廃棄物等の保管施設の位置及び容量	店舗内 13.47m ³
12 小売業を行う者の開店時刻	午前9時
13 小売業を行う者の閉店時刻	午後10時45分
14 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から午後11時まで
15 駐車場の自動車の出入口の数及び位置	1箇所 敷地北側
16 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで
17 届出日	令和6年12月13日
18 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
19 縦覧期間	令和6年12月23日から令和7年4月23日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
20 縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

1	店舗名	(仮称)板橋区四葉物販店舗新築工事
2	店舗所在地	板橋区四葉一丁目1318番1 ほか
3	設置者名	加藤 一將
4	設置者住所	板橋区四葉二丁目8番5号
5	小売業を行う者の氏名又は名称	未定
6	新設をする日	令和7年8月18日
7	店舗面積の合計	1,423 m ²
8	駐車場の位置及び収容台数	店舗内43台
9	駐輪場の位置及び収容台数	店舗内100台
10	荷さばき施設の位置及び面積	店舗内118m ²
11	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	店舗内10.08m ³
12	小売業を行う者の開店時刻	午前8時
13	小売業を行う者の閉店時刻	午後10時
14	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前7時から午後11時
15	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	1箇所店舗北側
16	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後11時
17	届出日	令和6年12月17日
18	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
19	縦覧期間	令和6年12月23日から令和7年4月23日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
20	縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）2住所（団体にあつては所在地）3意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和6年12月23日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してくだ

さい。

1	店舗名	ベルク練馬高松店
2	店舗所在地	練馬区高松三丁目6番4号
3	設置者名	高山 貢ほか1名
4	設置者住所	練馬区高松三丁目6番18号ほか
5	変更前の駐輪場の位置及び収容 台数	敷地西側ほか103台
6	変更後の駐輪場の位置及び収容 台数	敷地西側ほか103台
7	変更日	令和7年7月1日
8	届出日	令和6年11月28日
9	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
10	縦覧期間	令和6年12月23日から令和7年4月23日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
11	縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）2住所（団体にあつては所在地）3意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和6年12月23日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

1	店舗名	ドン・キホーテ北池袋店
2	店舗所在地	豊島区池袋本町二丁目7番5号
3	設置者名	株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス
4	設置者住所	渋谷区道玄坂二丁目25番12号
5	変更前の設置者住所	目黒区青葉台二丁目19番10号
6	変更後の設置者住所	渋谷区道玄坂二丁目25番12号
7	変更日	令和6年9月27日

- | | |
|---------|--|
| 8 届出日 | 令和6年11月28日 |
| 9 縦覧場所 | 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号） |
| 10 縦覧期間 | 令和6年12月23日から令和7年4月23日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。 |
| 11 縦覧時間 | 午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。 |